

■一斉入所（二次募集）の利用調整方法（笛吹市）

- ①利用調整は「市内在住者」「年度内の転入予定者」「市外在住者」の順に行います。
 受入可能数を超えて申し込みがあった場合は、次の「入所要件基礎項目」及び「利用調整項目」に応じて個人ごと点数化した上で、点数が高い児童（＝保育の必要性が高い児童）から順に入所を決定します。
- ②同点の児童がいる場合は、「指數同点の場合の優先順位」に基づき、優先度が高い児童から順に入所を決定します。
- ③二次募集の結果は、令和8年3月中旬を目途に発送する予定です。
- ④二次募集の利用調整を行った結果、受入可能枠が残っている場合は、3月19日(金)まで申し込みを受け付けます。受入可能枠の確認など、詳しくは保育課までお問い合わせください。

保育課保育総務担当 TEL055-261-3355（直通）

□入所要件基礎項目

保育の必要性の要件		父及び母の状況		点数	
家庭外労働	1日8時間以上の就労	月20日以上	月160時間以上	労働をすることを常態としている	100
		月15日以上	月120時間以上		95
		月12日以上	月96時間以上		90
	1日6時間以上の就労	月20日以上	月120時間以上		95
		月15日以上	月90時間以上		85
		月12日以上	月72時間以上		75
	1日4時間以上の就労	月20日以上	月80時間以上		80
		月15日以上	月60時間以上		70
		月12日以上	月48時間以上		65
会社員 パート 公務員 など	1日8時間以上の勤務	月20日以上	月160時間以上		95
		月15日以上	月120時間以上		90
		月12日以上	月96時間以上		85
	1日6時間以上の勤務	月20日以上	月120時間以上		90
		月15日以上	月90時間以上		80
		月12日以上	月72時間以上		70
	1日4時間以上の勤務	月20日以上	月80時間以上		75
		月15日以上	月60時間以上		65
		月12日以上	月48時間以上		60
家庭内労働 自営業(※1) 農業 内職(※2) など	1日8時間以上の勤務	月20日以上	月160時間以上	労働をすることを常態としている	90
		月15日以上	月120時間以上		85
		月12日以上	月96時間以上		80
	1日6時間以上の勤務	月20日以上	月120時間以上		85
		月15日以上	月90時間以上		75
		月12日以上	月72時間以上		65
	1日4時間以上の勤務	月20日以上	月80時間以上		70
		月15日以上	月60時間以上		60
		月12日以上	月48時間以上		55
從業員	1日8時間以上の勤務	月20日以上	月160時間以上	労働をすることを常態としている	85
		月15日以上	月120時間以上		80
		月12日以上	月96時間以上		75
	1日6時間以上の勤務	月20日以上	月120時間以上		80
		月15日以上	月90時間以上		70
		月12日以上	月72時間以上		60
	1日4時間以上の勤務	月20日以上	月80時間以上		65
		月15日以上	月60時間以上		55
		月12日以上	月48時間以上		50
入院		疾病等により、長期に渡り入院している		100	
出産		産前2か月、出産(予定)月1か月、産後3か月の計6か月の期間にある母		80	
自宅療養		医師から長期加療(安静)を要すると診断された		80	
通院		医師の診断により長期に渡り、週3日以上定期的に通院を要する		80	
在宅看護		同居家族の長期在宅療養等で看護、介護にあたっている		80	
入院付添		長期に渡り、同居家族の入院付き添いにあたっている		65	
災害復旧(※3)		火災や風水害、地震等の災害の復旧にあたっている		65~100	
就学(※4)		職業訓練校、専門学校、大学等へ就学している		65~100	
求職活動等		求職又は起業準備のため外出することを常態としている		0	

(※1)自営業：就労場所に関わらず家庭内労働とし、配偶者や親族が経営している場合は従業員の就労時間を準用

(※2)内職：経営者の就労時間を準用

(※3)災害復旧：災害の状況、復旧に要する日数・時間等を基に家庭外労働の就労時間を準用

(※4)就学：カリキュラム等を基に就学に要する日数・時間等を確認し、家庭外労働の就労時間を準用

父母の保育の必要性の要件を別々に確認した上で、合計点を基礎項目の点数とします。

(ひとり親の場合、基礎項目は1人分の点数となります。利用調整項目に別途加点があります。)

【例】（父）家庭外労働 1日8時間以上かつ月20日以上の就労（月160時間以上） = 100点
 （母）自営業（従業員）1日6時間以上かつ月15日以上の就労（月90時間以上） = 75点 合計175点

□利用調整項目（加点）

ひとり親家庭 ※離婚調停中の場合、証明書類が提出されれば、利用調整時はひとり親家庭とみなして加点します。 事実婚の場合は加点しません。	親子のみの世帯 祖父母等の同居	110 100
単身赴任世帯	父母いずれかが単身赴任している	100
きょうだい加点	既にきょうだいが通っている施設を第1希望とした場合 ※次に該当する場合、きょうだい加点はありません。 ・きょうだいが卒園してしまう場合 ・きょうだい同時に新規入所の申請を行う場合 ・上のきょうだいが求職活動要件で入所していて、令和8年度の継続入所が確定していない場合 ・その他、上のきょうだいが翌年度の継続入所の要件を満たしていないと判断する場合	120
里親制度利用世帯	本市在住の保護者が養育している里子の入所申込を行う	100
保護者が笛吹市内の保育所等において保育士、幼稚園教諭または保育教諭として勤務している	保育士等の資格の有無だけでなく、あくまで勤務していることが条件です。市外の保育所等で勤務している場合、加点はありませんが、指數同点となった場合には勤務地を問わず優遇措置があります。	30
生活保護世帯	生活保護を受給している	15

□利用調整項目（減点）

求職中で入所しないきょうだいがいる場合	入所を希望する児童の他に入所できる児童がいるのに入所しない	-15
令和8年2月末時点において、きょうだいの過去の保育料（主食・副食費を含む。）に2か月以上の滞納がある場合	被災など、やむを得ないと認められる正当な理由がある場合	0
	上記の理由には該当しないが、毎月分割納付を行っている場合	-100
	正当な理由なく滞納しており、分割納付も行っていない場合 (※減点かつ利用調整の順序を転入予定者の後に繰り下けます。)	-300

□指数同点の場合の優先順位

優先順位	内 容
1	特別な配慮が必要と認められる世帯
2	保育士等として勤務している保護者がいる世帯
3	障がい者手帳等を持っている者がいる世帯
4	65歳未満の同居祖父母がない若しくは65歳未満の同居祖父母が全員就労等している世帯
5	入所を希望する保育所等が、住所と同じ小学校区にある世帯
6	小学生以下の子どもの数が多い世帯
7	入所申込児童が2名以上いる世帯
8	保護者が夜勤をしている世帯
9	(申請状況) 新規入所申請 > 市外施設から市内施設への転園 > 市内施設から市内施設への転園
10	(入所要件間の優先順位) ※父母の合計点で判断。ひとり親の場合は点数を2倍する。 5点：家庭外労働 4点：家庭内労働（経営者） 3点：家庭内労働（従業員） 2点：家庭内労働（農業） 1点：その他
11	月の就労日数が多い世帯 ※月の就労日数を点数とする (例) 月20日勤務 → 20点
12	日の就労時間が長い世帯 ※日の就労時間を点数とする (例) 日8時間勤務 → 8点
13	経済的困窮度の高い世帯 (世帯の市県民税額の合計が低い世帯を優先)

※11,12については、父母のいずれか低い点数を適用しますが、同点になった場合は父母の合計点で順位を決定します。

■注意事項

- ①申し込みの状況により、希望する保育所等へ入所できない場合がありますので、御理解をお願いします。
- ②利用調整の順序（優先度）が異なるため、市外在住者は市内在住者に比べて、第1希望の園に入所できる確率が低くなります。
- ③保育の提供に緊急を要することが認められる場合や、配慮すべき特別な理由がある場合は、「入所要件基礎項目」及び「利用調整項目」に関わらず、入所を優先させることができます。
- ④保育所等に入所するには、保育の必要性の要件に該当することが必要です。
申請の時点で該当する要件があっても、入所の時点で要件がなくなってしまう場合は、新たな要件に該当することが確認できる書類（就労証明書、医師の診断書等）の提出がないと入所できません。
- ⑤住民税の申告状況等に照らし、就労証明書の記載に疑義が生じた場合は、内容確認を行うことがあります。
就労証明書の内容が事実と相違していることが判明した場合、入所決定を取り消し、保育所等を退所いただく場合がありますので、御了承ください。